

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る 食品健康影響評価の経過について

平成25年4月

リスク分析（食品の安全を守るしくみ）

3要素

食品安全委員会

リスク評価

食べても安全かどうか
調べて、決める

厚生労働省、農林水産省
消費者庁 等

リスク管理

食べても安全なように
ルールを決めて、監視する

- ・機能的に分担
- ・相互に情報交換

リスクコミュニケーション

平成23年12月 厚生労働省からの食品健康影響評価の諮問内容(要旨)

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(平成24年10月評価済)

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価。

上記1(1) (国内措置の「検査対象月齢」)

上記2(1) (国境措置の「月齢制限」)

← 今回の食品健康影響評価(案)の対象

評価中

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る 食品健康影響評価検討の経緯①

- 2011年12月19日 厚生労働大臣より牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る
食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
- 2011年12月22日 第413回食品安全委員会(要請事項説明)
- 2012年 1月19日
) プリオン専門調査会における検討(第67回～74回)
- 2012年 9月 5日
- 2012年 9月10日 第446回食品安全委員会(諮問事項(1)(2)について審議)
- 2012年 9月11日
) 諮問事項(1)(2)について、国民からのご意見・情報の募集
- 2012年10月10日
- 2012年10月12日 プリオン専門調査会における検討(第75回)
(パブリックコメントの結果についての検討等)
- 2012年10月22日 第450回食品安全委員会(諮問事項(1)(2)について審議)
→評価結果を厚生労働大臣へ通知

平成24年10月22日付食品健康影響評価結果の概要(諮問内容(1)及び(2)の部分)

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、評価対象の5か国に関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発症は考え難い。

【国内措置(日本)】

- ①検査対象月齢:規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差
- ②SRMの範囲:「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差

あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

【国境措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)】

- ①月齢制限:規制閾値が「20か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差
- ②SRMの範囲:「全月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差

あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

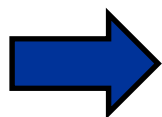
参考：評価結果を踏まえ講じられた管理措置（１）

■ 国内措置の改正（平成25年4月1日施行）

改正後

< B S E 検査対象 >

20 か月齢超

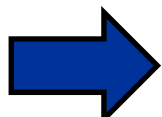


30 か月齢超

30か月齢以下
は検査不要に

< S R M の除去の対象 >

全月齢の
頭部（※1）、せき髄、
せき柱、回腸遠位部



30 か月齢超の場合
頭部（※1）、せき
髄、せき柱（※2）、
回腸遠位部

現行どおり

30 か月齢以下の場合
回腸遠位部、扁桃

頭部（扁桃以外）、
せき髄、せき柱は
利用可能に

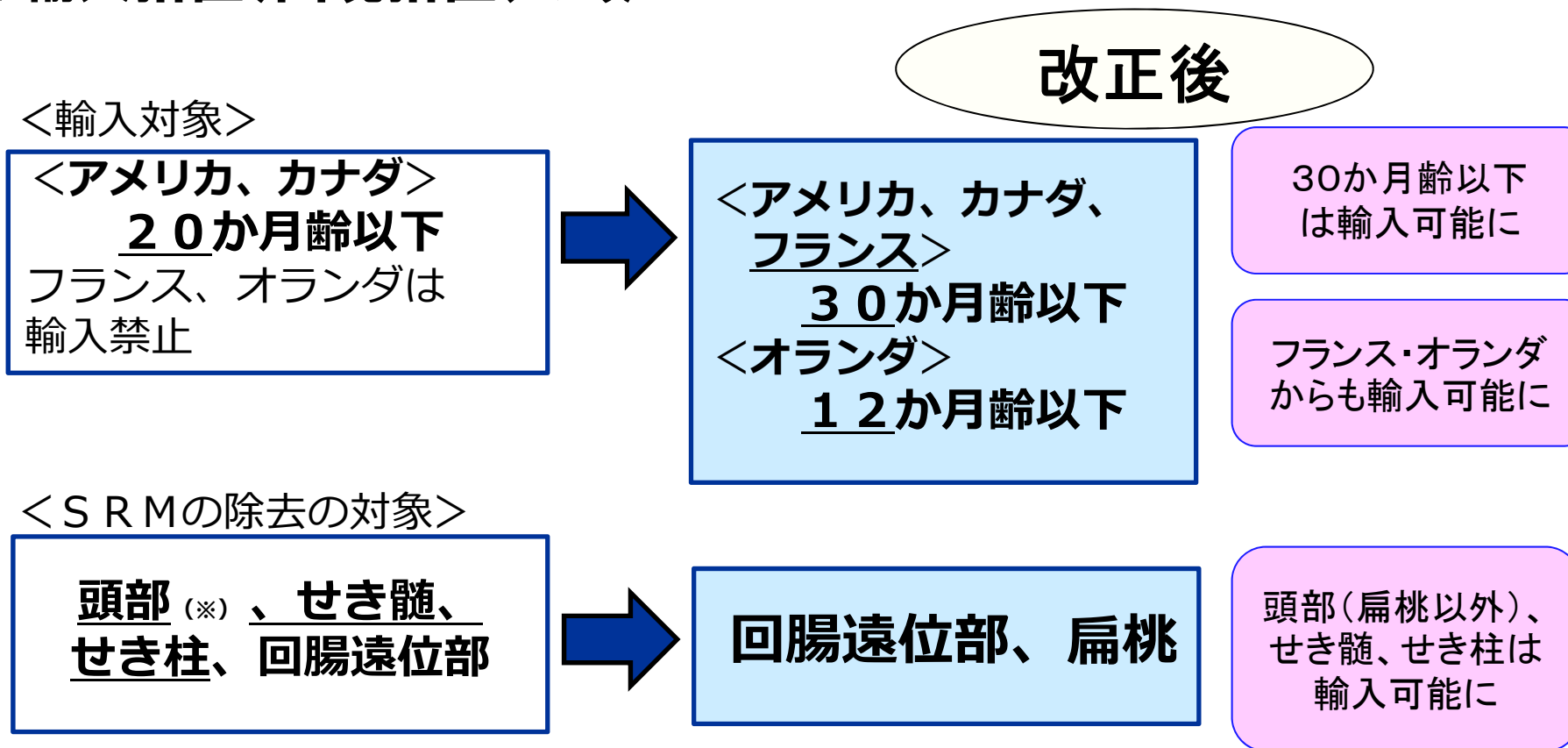
- ・ 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則及びと畜場法施行規則の改正
- ・ 食品、添加物等の規格基準の改正

※1 扁桃を含み、舌及び頬肉を除く

※2 せき柱中の背根神経節にBSEプリオンが蓄積されるため、せき柱を規制の対象としているが、骨の部分にはリスクはないため、骨の突起部分について規制の対象外となる範囲を拡大（平成25年2月1日施行）。

参考：評価結果を踏まえ講じられた管理措置(2)

■ 輸入措置(国境措置)の改正



・ 輸出国政府との間で、輸入条件を設定し、通知を発出（平成25年2月1日）

※ 扁桃を含み、舌及び頬肉を除く

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る 食品健康影響評価検討の経緯②

2012年10月12日 プリオン専門調査会における検討(第75回)・・・再掲
(諮問事項(3))についての、評価手法の検討等)

2012年 11月14日
) プリオン専門調査会における検討(第76回～79回)

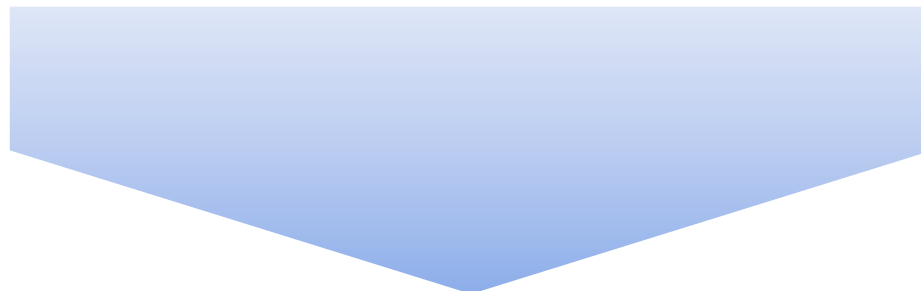
2013年 4月 3日

2013年 4月 8日 第470回食品安全委員会
 (諮問事項(3)(うち、国内措置の検査対象月齢の
引き上げ)について審議

2013年 4月 9日

) 諮問事項(3)について、国民からのご意見・情報の募集

2013年 5月 8日



今後の予定

- 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②の審議結果案に関する御意見、情報は、パブリックコメントとしてお寄せください。

提出期限は5月8日（水）17時



- いただいた御意見、情報について、必要な検討を行った後に評価結果が**食品安全委員会**で**決定**されます。



- 決定された評価結果は食品安全委員会委員長から**厚生労働大臣**に通知されます。



- 厚生労働省において、**評価結果を踏まえ、所要の手続きを進める**こととなります。